

BII-2nd

令和3年3月24日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

令和2年(ネ)第3721号 慶謝料請求控訴事件(原審・前橋地方裁判所令和元年(ワ)第289号)

口頭弁論終結日 令和3年2月10日

5 判 決

群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1

控訴人 今井 豊

群馬県利根郡みなかみ町後閑3379

被控訴人 高橋 和俊

10 主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

15 第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、10万円を支払え。
- 3 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要等(以下、理由説示部分を含め、原判決の略称をそのまま用いる。)

- 1 本件は、控訴人が、被控訴人が地元地区の獵友会の会長であることを前提に、「包囲網」に所属する他の者と共に謀の上、控訴人の所在場所の近くで獵銃を発砲したり、控訴人の通り道に夥しい血痕を散乱させるなどして、控訴人の生命に対する無言の脅迫行為を繰り返したため、これにより精神的損害を被ったと主張して、被控訴人に対して、主位的に「包囲網」に所属する者との共同不法行為、予備的に不法行為による損害賠償として、慶謝料10万円(ただし一部請求である)の支払を求めるものである。

原判決が控訴人の請求をいずれも棄却したところ、控訴人が本件控訴をした。

2 当事者の主張（請求原因、抗弁及びこれらに対する認否）は、原判決3頁24行目末尾に「被控訴人は、獣友会の会長ではないし、控訴人に対して、脅迫、威嚇行為をした事実はない。」を加えるほかは、原判決「事実及び理由」中の「第2 当事者の主張」の1ないし4に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求はいずれも理由がないものと判断する。

その理由は、原判決を後記2のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」1ないし5に記載のとおりであるから、これを引用する。

控訴人は当審においても縷々主張するが、いずれも原審における主張の繰り返しに過ぎず、また、原判決の事実認定が経験則に反している旨主張するが、原判決の認定は相当であって、控訴人の当審の主張によつても、上記判断を左右しない。

2 原判決の補正

(1) 原判決5頁2行目の「本件記録を見ても、」から同6行目末尾までを以下のとおり改める。

「上記の被控訴人ではない者が、控訴人に対し、ほぼ対面の状態でいきなり発砲をしたとの事実を求めるに足りる証拠はない。かえって、甲7によれば、上記の被控訴人ではない者は、控訴人の存在を認めたために、控訴人に銃口が向かないように注意しつつ、獲物が控訴人から離れたのを確認してから発砲したことが窺えるのであって、同人の発砲行為が控訴人との関係で不法行為を構成すると認めるることはできない。」

(2) 原判決6頁1行目の「本件記録を」から同15行目末尾までを以下のとおり改める。

「これらの血痕の散乱や小猪等の死骸が置かれた場所は、いずれも道路上

5 であって、控訴人以外の第三者も通行し又は通行することが可能な場所であることからすると、血痕の散乱や小猪等の死骸がある状態が、客観的にみて、控訴人に対して、その生命・身体に対する危害が加えられる現実的な危険性を感じさせ、畏怖させるに足る事象であるということは困難である。

(3) 以上によれば、本件行為(2)、本件行為(3)及び本件行為(5)のいずれについても控訴人に対する脅迫行為と認めることはできないから、被控訴人につき、控訴人に対する共同不法行為または不法行為が成立する余地はない。よって、控訴人の上記(1)の主張は採用できない。」

10 (3) 原判決8頁9行目の「本件記録を見ても、」を削り、同11行目から同12行目にかけての「的確な証拠は見当たらないから、」を「証拠はないから、」に改める。

3 以上のとおり、控訴人の請求はいずれも理由がないからこれらを棄却すべきであり、原判決は相当であるから、控訴人の本件控訴には理由がない。

15 よって、控訴人の本件控訴を棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第12民事部

20 裁判長裁判官

近藤昌次

裁判官

25 裁判官

中久保 朱美

中久保 朱美

これは正本である。

令和 3 年 3 月 24 日

東京高等裁判所第 12 民事部

裁判所書記官 齋 藤

